

環 保 第 2 1 8 7 号
平成17年11月28日

大阪府環境審議会
会長 南 努 様

大阪府知事 太田 房江



化学的酸素要求量等に係る第6次総量削減計画
及び総量規制基準について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る第6次総量削減計画の策定、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準（平成14年7月12日大阪府告示第1194号）の改定について、貴審議会の意見を求めます。

(説 明)

総量規制制度は、閉鎖性水域の水質保全を目的として昭和 53 年 6 月に瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法の一部改正により導入され、昭和 55 年の第 1 次水質総量規制に始まり、以後、平成 16 年度を目標年度とした第 5 次水質総量規制まで、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海を指定水域として 5 次にわたり、実施されてきました。

そうした中、中央環境審議会は、平成 16 年 2 月の「第 6 次水質総量規制の在り方について」の諮問を受け、各海域の水環境の状況等に関する検討を行った結果、平成 17 年 5 月に、

- ・第 5 次水質総量規制により、化学的酸素要求量、窒素及びりんに係る汚濁負荷量の削減対策が進められ、平成 16 年度の削減目標量は達成される見通しである。
- ・しかしながら、大阪湾等については、環境基準の達成状況は満足できる状況になく、貧酸素水塊の発生も認められ、さらに水環境改善を進める必要がある。
- ・生活排水処理施設の整備、総量規制基準の設定などの対策を進める第 6 次水質総量規制を平成 21 年度を目標年度として行うことが適当である。

との答申を行いました。

国においては、これを受けて、来年度当初を目途に、総量削減基本方針の策定、総量規制基準の値の範囲を定める告示の改正を行うとしています。

また、水質汚濁防止法第 4 条の 3 第 1 項並びに第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定により、関係都府県の知事が、総量削減基本方針を受けて、総量削減計画の策定及びそれに基づく総量規制基準を定めることとされています。

つきましては、水質汚濁防止法第 21 条第 1 項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る第 6 次総量削減計画の策定、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準の設定について、貴審議会の意見を求めるものです。